

このたび開庁した新庁舎は、市民が利用しやすく地域の核となる庁舎を目指し、1階に「市民の土間」を設置しました。隣接する「土間ホール」とともに正面出入口付近に配置され、通常時は待合いホールとして活用するほか、様々な市民交流や活動の場となることを期待していますので、ぜひご活用ください。

平日は17:30から21:00まで、土日祝日は9:00から21:00まで使用することができます。申込方法や詳細については、管財課までお問い合わせください。



市役所新庁舎のオープン記念にあたり 「市民の土間を活用した市民提案型事業」大募集

「市民の土間」および「土間ホール」の活用を促し、市民の交流や活動を活発化させるため、「市民の土間」を利用して活動を行う団体に対して費用の一部を市が助成する制度です。この機会に、「市民の土間」および「土間ホール」を利用した活動を行ってみませんか。

受付期間…6月29日(金)まで

1 補助の対象となる団体

- (1) 市内で公益的活動を行う5人以上の市民団体またはグループ。
 - ▷ 団体等の構成員の過半数が市内に在住、在勤もしくは在学していること。
 - ▷ 市内に活動拠点を有し、または市内で主要な活動を行っていること。
- (2) 定款、規約、会則等の定めにより団体等の活動が行われていること。
- (3) 政治的活動、宗教的活動を行う団体ではないこと。

2 補助の対象となる事業

市民団体等が他の助成金等を受けず、市民活動の活性化や市民の交流促進に向け、不特定多数の市民の利益や社会的利益向上のために、市民の土間を活用して自主的・自発的に取り組むまちづくり事業。

3 補助金の種類

▷ 補助率…4/5 ▷ 補助金限度額…50万円 ▷ 制限…補助金の交付は1団体につき1回まで

4 補助の対象となる経費

補助対象経費は、事業実施に直接要する以下の経費です(詳細はお問い合わせください)。

| 費目 | 内容 |
|---------|------------------------------------|
| 報償費 | 講師謝金(団体等の構成員に対するものを除く) |
| 旅費 | 事業実施のための旅費・交通費等 |
| 需用費 | 消耗品費(用紙、封筒、文具類等)、印刷製本費(チラシ、ポスター等)等 |
| 役務費 | 通信運搬にかかる経費(郵便料等)、広告料、保険料等 |
| 委託料 | 専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した費用 |
| 使用料・賃借料 | 機器類等の賃借料、イベント会場等の使用料等 |
| その他 | 事業実施のために市長が必要と認めた費用 |

5 申請方法

申請書など必要書類を企画課までお持ちください(様式等は企画課、市ホームページから入手できます)。